



被災者支援助成事業や義援金の申請期限

新たな支援事業ではありませんので、既に受給している場合は申請できません。

被災者生活再建支援金

基礎支援金 住家のり災程度に応じて支給
(最大 100 万円)

申請期限 5月13日で終了

加算支援金 基礎支援金受給世帯の住まい再建方法に応じ支給(最大 200 万円)

申請期限 来年5月13日まで延長

住まい再建支援事業 申請は来年3月31日まで延長

対象 現在、仮の住まい(自宅以外)に住んでいて熊本県内に住まいを再建する人です。申請できるのは、仮の住まいを退去し、再建した住まいに入居した日以降です。

転居費用助成 再建先への転居費用として10万円支給

民間賃貸住宅入居助成 再建先が民間賃貸住宅の場合、入居費として20万円を支給

公営住宅入居助成 再建先が公営住宅の場合、入居費として10万円を支給

自宅再建利子助成 自宅再建に伴う住宅ローン利子の一部を助成

リバースモーゲージ利子助成 リバースモーゲージ型融資利子の一部を助成

義援金 申請は5月13日で終了

人的被害 地震による死亡又は30日以上
の治療を要した重傷者へ支給

住家被害 住家のり災証明書により被災程度
に応じた額を支給

一部損壊 一部損壊で修理費に100万円以
(高額修理) 上支出した世帯へ10万円支給

義援金の新たな追加支給等は未定ですが、今後追加支給の可能性がります。

既に申請してある振込口座を、死亡や口座解約などの理由で変更する場合は「振込口座変更届」による手続きが必要です。死亡以外の理由で口座名義人を変更する場合は、別途「同意書」が必要です。(り災証明書記載の世帯員名義の口座に限る)

支給要件

申請の際に、必要な書類や支給要件等がそれぞれ異なりますので、詳細は町ホームページを確認するか、担当課までお問い合わせください。

問い合わせ・申請場所

福祉課 生活再建支援室 ☎ 289 - 1400
午前8時30分～午後5時(閉庁日を除く)

高齢者肺炎球菌の予防接種

高齢者肺炎球菌の予防接種を実施します。
これまでに1度でも接種したことがある人は、補助対象外です。

今年度対象者

- ① 4月2日から来年の4月1日までに、満65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人
 - ② 接種時に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓や呼吸器、免疫機能に障がいがある人
- 対象者①の人には、通知書を4月に送付します。この通知書は接種の際に必要です。

接種について

接種期限 来年3月31日

接種場所 町内の指定医療機関

自己負担額 2,400円
(対象者で生活保護受給者は無料)

接種方法 町内医療機関で接種する人は予約が必要な場合があるので医療機関に確認してください

その他の医療機関で接種する人や、対象者で生活保護を受給している人、対象者②の人は事前に保健福祉センターで手続きが必要です。

圏健康保険課 ☎ 234 - 6123